

広島県あいサポート運動企業・団体表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広島県から認定を受けた「あいサポート企業・団体」が、障害者の就労や地域生活の充実を図るため、福祉・地域活動に積極的に参加する活動を表彰することにより、企業・団体による実践的な「あいサポート運動」の一層の促進を図り、もって共生社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。

(2) あいサポート運動

県民をはじめ、企業・団体等が「様々な障害特性」、「障害のある方が困っていること」、「配慮の仕方やちょっとした手助けの方法」などについて理解し、日常生活で障害のある方が困っている場面を見かけたら、手助けや配慮の実践を通じて、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指す運動をいう。

(3) あいサポート企業・団体

広島県から「あいサポート企業・団体」として認定証の交付を受けた企業・団体をいう。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象は、次の各号に掲げる表彰基準のいずれにも該当しなければならない。

(1) 広島県が認定した「あいサポート企業・団体」の取組であること。

(2) 障害者の地域生活の充実を図る福祉・地域活動に係る普及啓発、健康づくり・健康の増進、教育・学習への支援、雇用の確保、就労促進・定着への支援、障害者就労施設からの優先調達の推進、工賃向上に向けた取組、経済的自立の促進、地域福祉活動の充実、社会・生活環境の整備・改善、社会参加促進への支援、地域イベントへの参加、安全・安心のまちづくり、防災・減災体制の強化、スポーツの振興、芸術文化の振興等に関するあいサポート運動の取組において、他の模範となる先導的な取組により、顕著な功績が認められること。

(3) 広島県障害者雇用優良事業所表彰要綱において、表彰対象又は表彰対象となりうる事業所を運営する「あいサポート企業・団体」ではないこと。

(表彰の手続き)

第4条 表彰を受けようとする「あいサポート企業・団体」は、広島県あいサポート運動企業・団体表彰応募調書（別紙様式）と、その他参考となる資料を広島県知事に提出して応募を行う。

2 広島県知事は、前項により提出された応募書類について調査を行うとともに、別に定める表彰審査要領に基づき審査を行い、表彰対象として、毎年度、5件程度の企業・団体を選考する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、広島県知事の表彰状を授与して行う。

2 表彰状の授与は、毎年度、広島県知事が別に定める期日に行う。

(広報の方法)

第6条 表彰を受けた「あいサポート企業・団体」の取組については、広島県のホームページに掲載するとともに、広報媒体により広く県民へ広報、周知等を図る。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この表彰について必要な事項は、別に広島県知事が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年5月23日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。